

第 789 回

大野市農業委員会
議事録

令和5年9月25日

大野市農業委員会

1. 開催日時 令和5年9月25日(月) 午後1時30分から
 2. 開催場所 多田記念大野有終会館(結とぴあ) 3階 302号室
 3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	田中 豊美	出	17	千味 忠平	出
2	三嶋 香代子	出	18	尾嶋 義一	出
3	石田 幸男	出	19	齊藤 總一郎	出
4	中村 雅実	欠			
5	松田 長太郎	出	21	前田 光雄	出
6	上田 てるみ	出	22	松本 眞佐人	出
7	吉村 信夫	出	23	旭 政一	欠
8	竹田 善和	出	24	富田 重一	出
9	宮越 與吉	欠	25	松田 松美	出
10	久保田 眞由美	出	26	松田 美弥子	出
11	清山 京美	欠	27	林 小太郎	出
12	駒沢 利明	出	28	川端 隆栄	出
13	佐々木 清一	欠	29	高田 康憲	出
14	前田 紀雄	欠	30	村岡 孝治	欠
15	南部 茂	出	31	加藤 和徳	出
16	柿本 健	出			

4. 議事参与職員

局長 帰山 康一郎
 次長 帰山 博子
 主査 西川 菜央
 主事 松浦 知輝

5. 議事日程

第14号 農地法第3条の規定による許可申請にかかる処分審議について
 第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議について
 第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
 第17号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の決定について
 その他 農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案に関する意見について
 農地パトロールについて

局長

それではただ今より、第789回大野市農業委員会総会を開催いたします。
事前に欠席の連絡を4番 中村委員、9番 宮越委員、11番 清山委員、13番 佐々木委員、14番 前田委員、23番 旭委員、30番 村岡委員より受けていますのでご報告いたします。また遅れるとの連絡を2番 三嶋委員より受けております。
それでは田中会長にご挨拶いただきまして、この後の議事進行をお願いいたします、会長よろしく申し上げます。

会長

(会長挨拶)

議長

それではただいまから第789回大野市農業委員会総会を開催したいと思います。
まず議事に入ります前に議事録署名人を私の方から指名させていただきますがよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

それでは議席番号31番 加藤委員さん、議席番号3番 石田委員さんをお願いいたします。
それでは議事に入りたいと思います。
議案第14号農地法第3条の規定による許可申請にかかる処分審議についてを上程いたします。1番と2番の説明を松田長太郎委員さんから願います。

委員

(第14号議案 説明)

はい、ありがとうございます。この件についてなにか質問ございますか。この案件ですが、●●●さんの住所見ていただくと大野市●●●と●●●の真ん中です。トラクターを1台持っているということで以前から田んぼを借りてやっていたようです。今回初めて全く農地を持たない人でも農地法の改正で4月から農地を借りることができる、あるいは買う事もできるということになり、申請が出てきた内容です。それでは議案第14号農地法第3条の規定による許可申請にかかる処分審議について賛成の方の挙手をお願い致します。

(挙手多数)

賛成多数で可決決定いたします。

議長

続きまして議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議についてを上程いたします。
説明を同じく松田長太郎委員よりお願い致します。

委員

(第15号議案 説明)

議長

はいありがとうございます。みなさんもお参りになったことあると思います。●●●と●●●の間の田んぼです。これを新たに●●●を建てて●●●の場所は壊して駐車場にすると聞いております。この件について何か質問ございますか。よろしいですかね。それでは質問がないようですので議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議について賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

議長 続きまして、議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。1番と2番を事務局からお願いします。

事務局 (第16号議案 説明)

議長 はい、今ほどの件について何か質問ございますか。
場所は、ふれあい公園からずっと南方の●●●の千歳です。大野市字ですが、集落は千歳となります。

何か質問ございませんか。それでは議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

議長 続きまして、第17号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の決定についてを上程致します。合わせて、その他の項目農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案に関する意見についても一括審議させていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局 (第17号議案 説明)

議長 はいありがとうございます。この中で新規はいくつありますか。

事務局 約●●●町●●●反●●●畝です。●●●万●●●㎡です。

●●●町ほどが継続。

議長 それから賃料●●●円は米価を先読みして●●●円なのか。今まで通りなのか、それとも値段を上げたのか下げたのか。

事務局 以前よりは下がっています。

議長 はい、委員の皆さんからご意見ありますか。中間管理機構の案件につきましては、上田さんとか尾嶋さんとか関係される方も審議に入っていただいております。利用権を認める場合とは違いますから、あえてこの場を退席していただかないで審議しております。注意しないといけないのは、年貢がある程度上向いてきている状況のなかでどこまでが地代の天井なのか。以前からの流れがどうなっているのか。だけは確認をお願いしたいと思います。今に経営している人がパンクしてしまうのが、目に見えてきますので、その辺はひとつ留意しながら申請の受付をお願いしたいと思います。他に何か質問ございますか。ありませんので、議案第17号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の決定について賛成の方の挙手をお願い致します。

(挙手多数)

賛成多数で可決決定いたします。なお先ほど言いました、その他の項目にあります農地利用配分計画案に関する決定については意見なしということで決したいと思います。以上で今日用意されました議案はすべて終わりました。

その他について事務局よりお願い致します。

事務局

(農地パトロールについて 説明)

議長

はい。非農地判定された場所については、市役所へ案内して山林なり、あるいはその場所を農地以外の変更をお願いするということになろうと思います。ただ問題は本人がどう思うかが問題です。大野市の農業委員会の農地台帳からは非農地判断した場合には落としします。法務局の台帳まで変更することは、それはまた別になりますので、法務局は非農地判断された所有者の方が自分で登記してもらわないことには動きません。今、農業委員会が言っても福井の法務局まで行くのは嫌。と言えばそれまでになります。あるいは司法書士等に頼めばいいということも頼むとお金がかかりますので、現実的にはなかなか動かないと言うのが現実。所有者をさかのぼってもなかなか見つからないということも出てきます。実際には、農業委員会の台帳からは落とす。ということを理解をしていただければいいと思います。よろしいですか。

議長

事務局

(11月研修について 説明)
(農地法第3条の改正について 説明)

議長

国籍は証明書類はいらないのか。

事務局

大野市に本籍がある方は、こちらの方で書いてもらったものを基に本当に合っているかどうかを確認します。市外の方になると、調べるのが容易ではないため、そのような方については、本籍記載の住民票の提供。外国人の方であれば、住民票に記載されてますので虚偽がないかの確認はさせてもらおうと思っております。

議長

それでは総会を閉じたいと思います。職務代理の方からご挨拶申し上げます。

職務代理

(閉会挨拶)